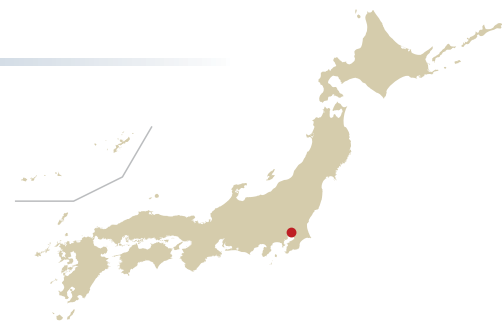


霞が関三丁目南地区

官民の知恵を結集、PFI&再開発で開かれたまちに

「官民が融合した個性あるまちづくり」をテーマに、官民協働のもとで実現した画期的なプロジェクトであり、国が実施するPFI事業「中央合同庁舎第7号館整備等事業」と、UR都市機構が施行する「霞が関三丁目南地区第一種市街地再開発事業」が一体的に進められたプロジェクトです。UR都市機構は市街地再開発事業の施行者として、プロジェクト全体のコーディネート等の重要な役割を果たしました。



地区の情報

- 所在地： 東京都千代田区
- 区域面積： 約3.1ha
- 事業手法等： 第一種市街地再開発事業（UR都市機構による個人施行）
- 事業スケジュール：
 - H13. 6 都市再生プロジェクト第一次決定
 - H13. 7 霞が関三丁目南地区まちづくり協議会発足
 - H14. 2 まちづくり協議会から協力要請
 - H14. 6 地権者から施行予定者としての参画要請
「中央合同庁舎第7号館整備等事業」実施方針の策定、公表
 - H14. 8 「中央合同庁舎第7号館整備等事業」特定事業の選定、公表
 - H14.11 「中央合同庁舎第7号館整備等事業」入札公告
 - H15. 1 霞が関三丁目南地区都市計画決定告示（再開発地区計画方針）
 - H15. 4 「中央合同庁舎第7号館整備等事業」民間事業者の選定
 - H16. 6 市街地再開発事業の施行認可
 - H16.12 市街地再開発事業の権利変換計画認可
 - H17. 1 工事着工
 - H20. 9 工事完了
 - H21. 3 市街地再開発事業の完了

UR都市機構の役割

プロジェクト全体のコーディネート

- 意向が異なる官民の権利者の意向把握と権利調整

都市再生事業の推進

- 市街地再開発事業の実施により、中央官庁で初めての大規模な官民共同施設の実現に貢献
- 街区全体の一体的な開発を実現するため、隣接地区との協議・調整を実施

[整備後の地区全景]



[従前の地区全景]

